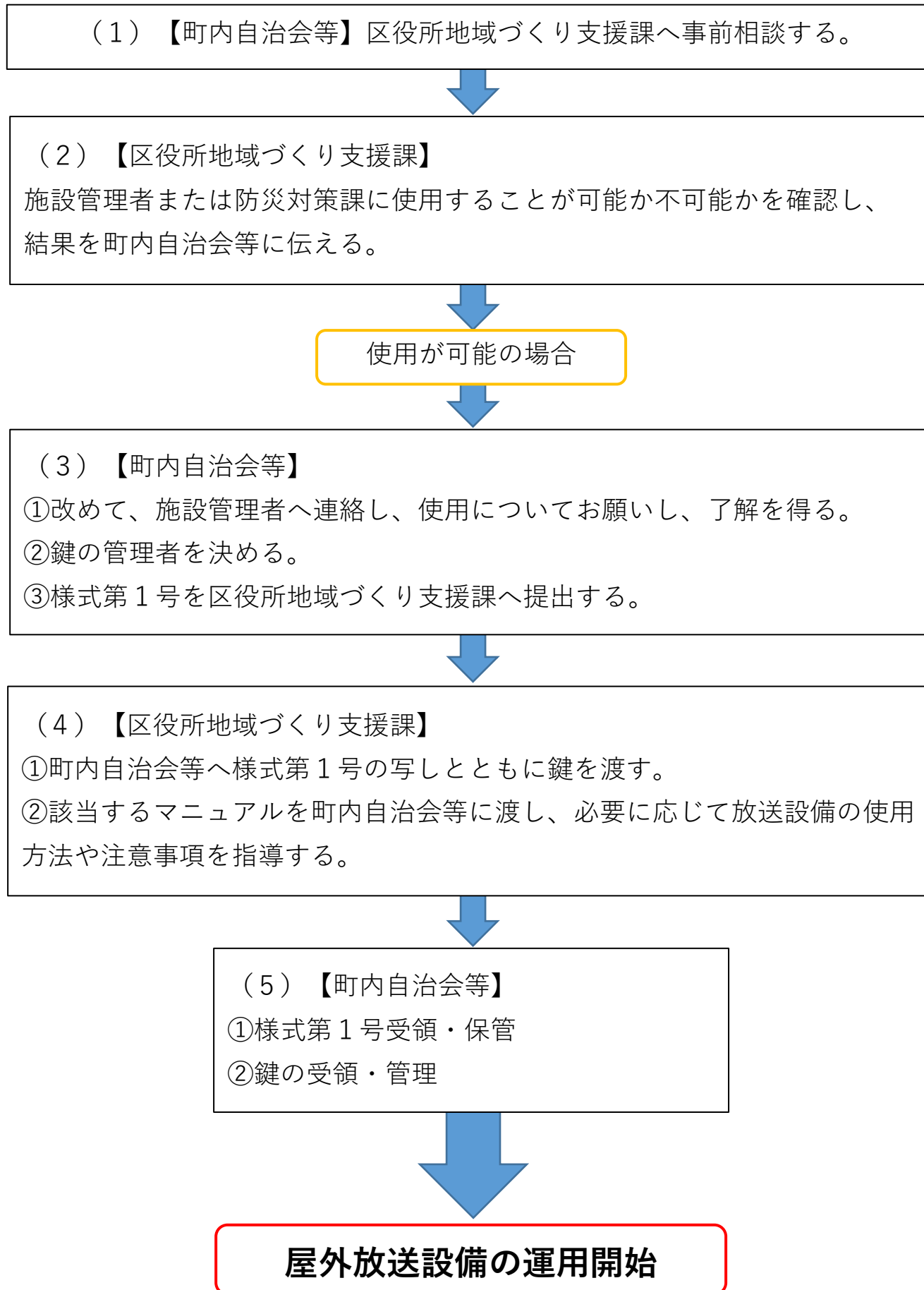


防災行政無線屋外放送設備使用フロー

【】内は実施者

1 使用許可申請手順



2 放送手順

【】内は実施者

訓練等の平時放送を行う場合

緊急放送を行う場合

(1) 【町内自治会等】

- ①放送の2週間前までに様式第2号を区役所地域づくり支援課へ提出する。
- ②周辺住民に放送を行う旨周知する。
- ③マニュアルに従って放送する。
- ④放送内容を変更する、または放送日を延期する場合は、その都度様式第2号を区役所地域づくり支援課へ提出する。

(2-1) 【町内自治会等】

- ①マニュアルに従って放送する。
- ②放送後、速やかに様式第2号を区役所地域づくり支援課へ提出する。

3 鍵の管理者の変更手順

(1) 【町内自治会等】

様式第3号を区役所地域づくり支援課へ提出する。

4 放送許可廃止手順

(1) 【町内自治会等】

区役所地域づくり支援課へ様式第4号及び鍵を提出・返却する。